

厚生常任委員会会議録

平成24年 7月18日

場 所 第1委員会室

平成24年7月18日（水曜日）

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査

その他報告事項

- ・看護学生向け県立病院見学バスツアーについて
- ・障害者総合支援法について
- ・宮崎県障がい者工賃向上計画の改定について
- ・宮崎県歯科保健推進計画（素案）の概要について
- ・今夏の電力需給対策に係る福祉保健部の主な対応について

出席委員（7人）

| | | | |
|-----|---|-----|-----|
| 委員 | 長 | 高橋 | 透 |
| 副委員 | 長 | 二見 | 康之 |
| 委員 | | 坂口 | 博美 |
| 委員 | | 井本 | 英雄 |
| 委員 | | 内村 | 仁子 |
| 委員 | | 井上 | 紀代子 |
| 委員 | | 前屋敷 | 恵美 |

欠席委員（1人）

| | | | |
|----|--|----|----|
| 委員 | | 中村 | 幸一 |
|----|--|----|----|

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

病院局

| | | |
|------------------|----|----|
| 病院局長 | 渡邊 | 亮一 |
| 病院局次長 兼経営管理課長 | 桑山 | 秀彦 |

福祉保健部

| | | |
|----------------------|-----|----|
| 福祉保健部長 | 土持 | 正弘 |
| 福祉保健部次長 （福祉担当） | 安井 | 伸二 |
| 福祉保健部次長 （保健・医療担当） | 富高 | 敏明 |
| こども政策局長 | 日隈 | 俊郎 |
| 部参事兼 福祉保健課長 | 大野 | 雅貴 |
| 医療薬務課長 | 郡司 | 宗則 |
| 薬務対策室長 | 竹井 | 正行 |
| 国保・援護課長 | 青山 | 新吾 |
| 長寿介護課長 | 川添 | 哲郎 |
| 障害福祉課長 | 孫田 | 英美 |
| 就労支援・ 精神保健対策室長 | 中西 | 弘士 |
| 衛生管理課長 | 青石 | 晃 |
| 健康増進課長 | 和田 | 陽市 |
| 感染症対策室長 | 肥田木 | 省三 |
| こども政策課長 | 長友 | 重俊 |
| こども家庭課長 | 古川 | 壽彦 |

事務局職員出席者

| | | |
|---------|----|-----|
| 議事課主幹 | 阿萬 | 慎治 |
| 総務課主任主事 | 橋本 | 季士郎 |

高橋委員長 ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

高橋委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

高橋委員長 委員会を再開いたします。

報告事項の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後にお願いいたします。

渡邊病院局長 おはようございます。病院局でございます。よろしく申し上げます。

本日は、先般の委員会から御要望がありました看護学生向け県立病院見学バスツアーの実績につきまして、次長より報告させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

桑山病院局次長 それでは、委員会資料に基づきまして御説明を申し上げます。

資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

看護学生向け県立病院見学バスツアーについての説明でございます。

去る6月議会開会中の常任委員会におきまして、事業の目的や内容等につきまして御説明をさせていただきましたが、2にありますように、6月30日それから7月1日の土曜日、日曜日にかけて2日間、3に記載しておりますが、3つの県立病院の各部門を見学するツアーを実施いたしました。4に参加人数を掲げておりますが、今回のバスツアーには、募集人員約40人に対しまして、最終的にはそれを上回る51人の参加がございました。(1)にあります病院別の参加人数でございますが、各病院30人程度となっております。これは、見学する病院を参加者の自由選択としたことから、実習等に行ったことのない病院を中心に参加する学生が多かったことによるものというふうに考えております。また、(2)参加者を学年別に見てみますと、今年度未卒業見込みの者が51人中42名となっております。

さらに、教育機関別に見ますと、(3)にありますように、県立看護大学13名など、上3つが看護系の大学でございますが、15名、それから、4番目の日南看護専門学校と一番下の九州保健福祉大学の専門学校、これらが3年課程のコースになりますが、その学生が合わせて10名、それから、日南学園高等学校の2つの5年一貫コースの専攻科の学生が19名と7名の26名というふうになっております。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。5に、参加者に対して実施しましたアンケート結果を記載しております。まず、参加の動機でありますけれども、ほぼ全員が県立病院への就職を希望している、あるいは興味を持っている学生となっております。次に、開催時期につきましては、約8割が「適当」と回答して、また見学時間につきましては、ほぼ全員が「適当」というふうに回答しております。

それから、(4)の内容でございますが、全員が「とても参考になった」あるいは「参考になった」ということでございました。

また、次の(5)でございますが、参加者の9割以上が県立病院で「ぜひ働きたい」あるいは「興味を持った」と回答してございまして、さらに、(6)でございますが、全員が後輩にもバスツアーを「ぜひ勧めたい」というふうに回答しております。

このアンケートは、あくまでも主催者によるアンケートでありますので、幾らか割り引いて受けとめる必要があるかとは思いますが、今回のツアーにつきましては、県立病院に関心のある看護学生に参加をいただきまして、おおむね好評であったのではないかと考えております。

最後に(7)でございますが、参加者の主な

感想を記載しております。今回、宮崎病院では外来化学療法室、あるいは延岡病院では救急外来など、それぞれの病院の特徴的な部門を見学してもらったことから、多くの学生が看護師を志す上で参考になったと感じられたようであります。また、2つ目のグループのところですが、働きやすい環境でさらに就職したいと思ったとか、あるいは就職先としてのイメージができたなどの感想もあったことから、就職先としての県立病院の魅力をPRできたのではないかというふうに考えております。また、一番下の3つでございますが、中には、看護師が笑顔で対応してくれた、あるいは地域の環境を理解できたなどの感想もありまして、院内保育の部屋でありますとか、あるいは看護師の寮なども案内したことで、仕事と子育ての両立ができる職場であることや生活環境のよさなども理解してもらえたものというふうに考えております。

なお、3ページには、各病院での見学の様子の写真を掲載させていただいております。学生の皆さんには熱心に病院の各現場を見学していただいたところでございます。

以上が事業の実施結果であります。今年度から採用試験を前倒しいたしまして、9月の下旬から7月下旬ということで早めたところであります。こうしたことを受けまして、今後、来年度に向けまして、看護大初め各教育機関の意見も伺いながら、今回のバスツアーを初めとするPR事業のより効果的な実施につきまして、時期とか対象学年でありますとかそういったものの検討を行いまして、学生に県立病院をよく知ってもらい、そして、就職先として選択してもらえよう取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

高橋委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

井上委員 すごく内容のいいあれで、ちょっと安心しました。これ、いいですね。教育機関別参加人数のところですが、私がよくわかっていないところもあるので教えていただきたいんですけど、宮崎の医師会がしている看護師さんとか養成していらっしゃる、あそこは対象外になっているんですか。

桑山病院局次長 おっしゃるとおり、医師会関係ですと准看護師の養成機関でありますとか、正看護師につきましては、宮崎、都城、延岡に定時制の2年生、准看護師の資格を取得した方がさらに2年学んで正看護師となる学校、そういう学校が3つございますが、今回のこの中には、参加案内は差し上げましたが、出席はないという状況でございました。医師会立の場合は、既に看護師として働きながら夜間の定時制に通っているという状況がありますので、就職という面においては、既に働いている、そういう意味で行き先は決まっているといえますか、そういう状況にあるため、参加がなかった状況ではないのかなと思っています。

井上委員 ぜひ参加案内だけではなくずっと続けていただきたいなと思います。それと同時に、民間の普通の病院の看護師さんも必要なもので、そこについて手を出したとか出さないとかとなるのかもしれませんが、でも、医師会のあそこでも本当に熱心に養成しておられるので、できたら、県立病院はどうなっているのかというのをわかっていただくのもすごくいいと思うので、案内はずっと続けていただきたいと思います。

桑山病院局次長 このツアーの案内につきましては行っております。行っておりますけれど

も、参加者がなかったという状況でございます。ただ、おっしゃるように、この3つの学校からも、県の看護師の採用試験には、卒業してすぐの方、いわゆる資格を取得する見込みの方であるとか、あるいは既に就職して経験看護師として受験される方、この学校のOGといいますが、そういう方もいらっしゃいますので、引き続き、委員の御指摘のとおり、学校にも案内を差し上げて県立病院のPRには努めたいと思います。

高橋委員長 ほか、ございませんか。

井上委員 ちなみに、参加人数というのは、バス1台以上、例えば2台にするというのは不可能なんですよ。これだとなかなか参加者が少ないでしょうかね。

桑山病院局次長 一応、おおむねの募集人員として40としておりましたが、もし大幅に上回ればバスの台数をふやすとか、そういう柔軟な対応はしたいと思っております。

前屋敷委員 1日目、2日目とあるんですが、延べで96人なんですけど、1日目が宮崎病院と日南病院に33名が行かれた。2日目は延岡病院だけ30名が参加されたという把握ですか、これは。

桑山病院局次長 今回は、当初は3つの病院すべて回っていただく考えであったんですが、途中から希望する病院のみというふうに変えております。それでこういう数になっておるんですが、具体的に申し上げますと、宮崎病院のみ、延岡病院のみという方が7名、11名いらっしゃいました。それから、2つの病院ということで、宮崎、日南が14名、それから、日南、延岡が7名ということです。それから、3つの病院とも見て回った方が12名ということでありまして、それを病院ごとに整理したら結果としてこうなったということでございます。

前屋敷委員 数がそろっているものですか、33人そろって2つの病院を回られたのかなと思って。じゃ、1日だけの方、2日連続して参加された方もいらっしゃるということですね。わかりました。すべて見ていただいて判断材料にさせていただくというのが一番いいんですけども、今回は卒業見込みの方で、就職したり、関心を持たれる方もいらっしゃるんですけど、今回のツアーの中身は、職場の環境であるとかそういうところが主体ですね。あと、具体的には、就業に関する点についての説明というのは全くなかったんですか。

桑山病院局次長 今回は、バスで病院を見学するというので、細かな就労条件の説明は特におらないわけですけども、別にナースガイダンスというような事業を実施しております。5月に行いましたけれども、その際、3つの県立病院の説明とあわせて、勤務条件などそういった点についても説明を行っているところでございます。

前屋敷委員 今、課題になっている、県内にとどまる看護師さんが少ないという状況は、環境もあるんですが、ナースとして使命感を持って働きたいという思いとともに、就業の中身の問題なども非常に影響するんじゃないかなと私は思っているんです。ですから、そういったところも十分検討して、就職していただきたいというアピールをする必要があるというふうに思っているものですから、十分その辺のところも検討をしていただきたい。

内村委員 県立日南病院の写真を見たときに、男性が3名いらっしゃるんですが、男性の参加は何人ぐらいいらっしゃったんでしょうか。ここだけだったのか。

桑山病院局次長 おっしゃるこの日南病院の

救急外来のところで3名写っておりますが、この3名だけだったようでございます。

内村委員 この3名の方は、どこの看護大と
いいですか、どこの。

桑山病院局次長 日南学園の専攻科の方で
ございます。

内村委員 これから先、救急医療とか、男性
がふえてくる職場になるんじゃないかなと思っ
て、いいことだなと思っているんです。いろん
な学校の募集の段階でもですけども、こうい
うふうにして男性が入ってまたいろいろと事情
も変わってくる。今までは女性の職場という観
念だったものですから、そういうことでの活性
化でいいんじゃないかなと思うんです。

そして、ここに感想が載っているんですが、
非常にこれが前向きでよかったなと私も感じて、
これから先もこういうふうにしてどんどん努め
て理解を持ってほしいと思いますので、ぜひ続
けていただけたらいいなと思っています。以上
です。

高橋委員長 ほか、ございませんか。

バスツアーについてはよろしいでしょうか。

では、その他で皆さん方からありませんか。
なければ私から。

看護学生の中で奨学金制度で奨学金をもらっ
ている生徒がいるじゃないですか。この子たち
は、まず地元に残らないというふうに推察した
ほうがいいのかと思うんです。県外の私立病
院に行くことによって3年間でちゃらになる、
ちゃらというか返済なくていいという制度に
なっているらしいです。そういう病院が宮崎県
内にはないということですか。

桑山病院局次長 奨学金制度は、聞くところ
によりますと、県内でも、地域によっては、病
院からの奨学金をもらうことによって、8割で

あるとかそういった学生さんが行き先が決まっ
ているとか、そういう話もお聞きしますが、県
内でそういうものを出しているところがあるか
どうかとか、詳細なことについては把握してお
りませんので、わかりません。ただ、そういっ
た方々が仮に県内、県外に就職されました場合
でも、私どもとしては、看護師の採用年齢を43
歳まで上げておまして、経験を積んだ看護師
さんの採用もできるようになっておりますので、
一定期間、都会なりで勤めた後、また県立病院
で働くチャンスもありますので、そういった試
験制度のPRなども進めて、幅広い年齢層で県
立病院の看護師の確保を進めていきたいとい
うふうに思っております。

高橋委員長 県立看護大の学生でも奨学金を
受けている生徒は当然いますよね。

桑山病院局次長 大学に対してそういう奨学
金の案内が来ているという話は聞いたことはご
ざいます。実際に受けている学生がいるかどう
かまではちょっと把握しておりません。

高橋委員長 もう最後にしますけど、何日か
前にたまたま近所の子に会ったら、バスツアー
に行きましたと言うものだから。その子はもう
就職決まっているんですよ、奨学金を受けてい
るものだから。京都に行くとおっしゃっていま
した。そういう子供たちの8割は県外に就職す
るということが大体わかっていますよね。この
対策、何かできないのかなというふうに悩んだ
ところでした。感想です。

ほか、ございませんか。

坂口委員 参考までになんですけど、今、県
内で看護師養成のための大学とか専門学校とか、
どういったのがあるかがわかればちょっと。箇
条書きでいいです。

桑山病院局次長 福祉保健部の所管になるの

かもしれませんが、福祉保健部で出しております平成23年3月卒業の実数でいいますと、4年制大学が、看護大と宮崎大学で163名の卒業者が出ております。同じく助産師、これは看護師の資格を取った後、1年さらに専門学校で学ぶわけですけれども、都城の洋香看護専門学校、ここで11名の卒業生が出ております。それから、正看護師の資格を取るコースとしましては、全日制、昼間の3年コースが、例えば、都城の旧国立病院ですね、都城病院附属看護学校でありますとか、日南の看護専門学校、それから、九州保健福祉大学の専門学校の看護学科、こういったところで218名の卒業生が出ております。それから定時制がございますが、これは、先ほど申し上げた医師会立の宮崎、都城、延岡がございまして、137名、それから、高校から引き続き学ぶ5年一貫コースが、日南学園、鵬翔高校、3つございまして144名、合わせて499名という卒業生が出ているようでございます。

坂口委員 参考までに。これは福祉保健部だと思んですけど、説明事項になかったものですから。わかっていたらですけど、よその県と比べて看護師養成の大学校は本県の場合どんなんですか。自治体の規模とか、それから病院とかとあわせたとき、私立まで含めると4年制が3つですかね。どんなんですか。

桑山病院局次長 本県の場合は、以前から看護師に関しては全国に対する供給量のほうだとは聞いております。ただ、大学が2つございますが、それが他県と比べてどうかといった点については、申しわけありませんけれども、私どもでは把握しておりません。

高橋委員長 ほか、ございませんか。

それでは、以上をもって病院局を終了いたします。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時23分再開

高橋委員長 委員会を再開いたします。

報告事項の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後にお願いいたします。

土持福祉保健部長 おはようございます。福祉保健部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

説明に入ります前に、先般発生いたしました生活保護ケース台帳の紛失事案につきまして御報告をさせていただきます。

事案の内容でございますけれども、南部福祉こどもセンターにおいて、生活保護ケース台帳1冊を紛失していることが判明したものでございます。事務所職員全員で、事務所内、事務所倉庫、公用車内、訪問先の病院、役場などを探しましたが、発見できず、また、警察への遺失物確認を行いました。該当物はないとの回答でありましたことから、被保護者へ経緯を説明いたしまして謝罪を行ったところでございます。生活保護ケース台帳は個人情報の中でも最も重要なものでございまして、その紛失は決してあってはならないこととでございます。再発防止のため、個人情報保護に対する職員の意識高揚や、組織としてのチェック体制の確立などについて、本庁、出先の全所属長を招集いたしましてその徹底を図ったところでございます。今後、このようなことが発生しないよう、全力で努めてまいりたいというふうに考えております。このたびは大変申しわけございませんでした。

それでは、お手元の厚生常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんい

ただきたいと思えます。本日の説明事項でございますが、報告事項として4件ございます。まず、先般改正されました障害者総合支援法について御説明をさせていただきますとともに、計画案ができ上がりました宮崎県障がい者工賃向上計画並びに宮崎県歯科保健推進計画について、その概要を説明させていただきます。最後に、今夏の電力需給対策に係る福祉保健部の主な対応についての御報告でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させますので、よろしく願いをいたします。

私のほうからは以上でございます。

孫田障害福祉課長 それでは、委員会資料の1ページをお開きください。障害者総合支援法についてであります。

まず、1の概要についてであります。国は、平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止して、新たな総合的な福祉法制を実施する方針を示しておりましたが、今般、今国会に提案されておりました「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が、平成24年6月20日に成立し、6月27日に公布されたところであり、これにより、障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、いわゆる障害者総合支援法が制定されたところであり、

次に、2の障害者総合支援法の主な内容についてであります。

まず、(1)の障害者の範囲について、障害者自立支援法では、身体障害者、知的障害者、及び精神障害者に限られておりましたが、いわゆる制度の谷間を埋めるべく、政令で定める難病等により障害がある者が対象に加えられることとなりました。

次に、(2)障害支援区分の創設についてであります。障害の特性に応じて支援が適切に行えるものとなるよう、現行の「障害程度区分」を「障害支援区分」とし、その定義を、「障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」といたしました。

次に、(3)障害者に対する支援といたしまして、 から について制度の拡充がなされました。まず、 重度訪問介護の対象が、現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害者・精神障害者に拡大される予定となっております。次に、 ケアホーム(共同生活介護)をグループホーム(共同生活援助)に一元化し、グループホームにおきましても、日常生活上の相談に加え、入浴、排せつ、または食事の介護その他の日常生活上の援助を行うこととなりました。

次に、 地域移行支援の対象が、現行の障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に加え、救護施設や刑務所などの矯正施設等を退所する障害者などに拡大される予定となっております。次に、 地域生活支援事業に、障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意志疎通支援を行う者を養成する事業等が追加されることとなりました。

最後に、(4)施行期日は、平成25年4月1日となっております。ただし、先ほどの(2)及び(3)の から につきましては、平成26年4月1日が施行期日となっております。

総合支援法についての概要については以上であります。昨年、障害者基本法が改正され、本年10月からは障害者虐待防止法が施行されるとともに、現在、国において障害者差別禁止法の検討もなされております。このように、障害

者福祉施策は大きな変革のときを迎えておりますが、障がいのある方々にとってよりよい制度となるよう、国の動向を注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

中西就労支援・精神保健対策室長 次に、宮崎県障がい者工賃向上計画の改定について御説明をいたします。委員会資料とお手元にお配りしております工賃向上計画冊子を使いまして計画案を御説明させていただきます。

まず、委員会資料の2ページをごらんください。

1の改定理由についてであります。これまで、障がい者の工賃向上を図るため、国、県では「工賃倍増5か年計画」を策定しまして、さまざまな施策を展開してきたところでありますが、計画期間満了に伴いまして、国から、新たな工賃向上計画の策定について基本指針が示されたことから、平成24年度からの新たな計画を策定するものであります。

次に、2の計画の概要です。

まず、(1)の新たな視点等として3点ございます。全事業所が計画を策定すること。県の目標値は、個々の事業所の目標値の積み上げとすること。市町村においても工賃向上への積極的な支援に取り組むことを盛り込んでおります。

次に、(2)計画期間につきましては、平成24年度、本年度から26年度までの3年間でございます。 (3)対象事業所は、就労継続支援B型事業所であります。

(4)目標工賃につきましては、3年後の平成26年度の県の目標としましては、対象事業所の目標値の積み上げであります月額1万7,800円以上といたしました。各年度の目標は下の表の

とおりですが、事業所とか利用者によっては、利用日数とか利用時間に違いがあることを考慮いたしまして、これまでの月額に加えまして、時間額による目標設定も可能となりまして、時間額で目標を設定した事業所の積み上げにつきましても、目標として記載をいたしております。

次に、(5)具体的な取り組み内容につきましては、 から まで施策の柱を記載しておりますが、具体的な内容につきましては、別冊の計画冊子で御説明をさせていただきます。この冊子でございます。冊子の5ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、(1)「工賃向上支援チーム」による支援であります。真ん中の米印のところをごらんいただきたいと思っておりますが、経営コンサルタント、地元商工団体の経営指導員等で構成します「工賃向上支援チーム」を事業所に派遣しまして、製品開発や販路拡大等に関し、指導・助言を行ってまいりたいと考えております。また、より専門的な支援が必要な場合には、別途、専門家の派遣も行いたいと考えております。

次に、6ページをごらんください。(2)研修事業の実施であります。事業所の管理者とか職員の意識改革を初めとしまして、事務所のノウハウ、技術の習得を目的とした研修会を開催いたしたいと思っております。

次に、(3)事業所の共同・連携による取り組みですが、これまでも取り組んでまいりましたSuper「歩一步の店」事業をさらに拡充させまして、事業所間の共同・連携を進めるとともに、事業所と地域の企業との交流・連携の促進を図ってまいりたいと考えております。具体的には、 と にありますとおり、集客力があり、多くの売り上げが見込まれます大型店舗での共同出店とか、イベントを中心にした共同出

店、そういったものを計画しておりますし、インターネット通販、これは現在もありますが、そういったものを拡充しまして、活用することによる販売促進、そして、新たなものとしまして、カタログを活用した通信販売にも取り組んでまいりたいと考えております。また、の企業との連携及び取引拡大ですが、事業所と地域の企業との交流・連携を促進させるための取り組みとしまして、次の7ページをごらんください。企業による事業所の見学会の実施、事業所と企業のマッチングの場の提供などによる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、(4)官公需の発注拡大ですが、これまでも、随意契約による事業所への優先発注としまして、官公需の拡大に努めてきたところですが、本年6月に、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が制定をされまして、国、県、市町村等の障害者就労施設等への官公需の発注拡大に関する責務が明らかにされたところでございます。今後は、法の趣旨を踏まえまして、県、市町村が一体的に物品購入や役務の提供に係る事業所等への優先的発注の拡大に取り組むこととしております。

最後に、(5)市町村における支援の充実ですが、今回、市町村における工賃向上への積極的な支援が盛り込まれましたことから、地域で障がい者を支える仕組みが構築できるよう、市町村と緊密な連携を図ってまいります。具体的な市町村における取り組みの事例として記載をしておりますが、企業の発注促進を図るための市町村広報紙の活用とか、地元企業や商工団体への協力依頼、さらには官公需の促進を図るための取り組みなどを各市町村のほうからいただいたところでございます。

以上が計画案であります。今後は、内部の

決裁を経まして、7月中に計画を正式決定したいと考えております。計画策定後は、速やかに商工団体等関係機関を訪問するなど、計画の趣旨を周知いたしまして、関係者の理解促進を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。

和田健康増進課長 健康増進課です。引き続きまして、常任委員会資料の3ページをごらんください。宮崎県歯科保健推進計画(素案)の概要についてです。素案そのものは別冊資料として配付させていただいておりますが、委員会資料で御説明させていただきます。

まず、1の計画策定の趣旨についてです。本計画は、平成23年3月に公布・施行された「宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」に基づき、策定するものです。県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進することにより、県民の健康の保持増進を目指すことを目的としております。

次に、2の計画の位置づけについてです。本計画は、「宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」第8条第1項に規定する歯・口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画であり、健康増進法第8条第1項の規定に基づく「健康みやざき行動計画21」におきます歯科保健分野を推進するための計画ともしてあります。

次に、3の計画の期間についてです。本計画は、医療計画や健康みやざき行動計画21などとの整合性を図るため、平成24年度から終期を平成29年度の6カ年計画としてあります。

次に、4の計画の基本的な方針についてです。総合的な歯科保健対策の推進、ライフステージ等に応じた歯科保健対策の推進、県民への情報提供の3つを基本方針としてあります。特に、乳幼児期から高齢期までのライフステージに

沿った内容にすることで、よりきめ細やかな対応ができると考えております。

4 ページをお開きください。次に、5 の主な目標項目についてです。乳幼児期では、3 歳児 1 人平均虫歯数を現状1.36本から目標を0.8本としています。学齢期では、12歳児の 1 人平均虫歯数を現状 2 本から目標を 1 本としています。また、12歳児の虫歯のない者の割合を、現状38.7%から目標を50%としております。成人期では、8020を達成するために必要な目安となります60歳で24本以上の自分の歯を有する者の割合、6024になりますけれども、これを現状49.7%から目標を60%としております。高齢期では、80歳で自分の歯を有する者の割合（8020）を、現状25.3%から目標を30%としております。障がい児では、宮崎歯科福祉センターが中心となって協力医の研修をしていただいております障がい児者協力医療機関の人数を、現状31人から目標を50人としております。

最後に、6 の歯科保健推進体制についてです。県の歯科保健対策の中心的な役割を担います宮崎県歯科保健推進協議会の設置・開催等を通じて、歯科医師会、市町村、福祉・教育関係者など、歯・口腔の健康づくりにかかわる関係機関と十分に連携を図り、県民の歯・口腔の健康づくりの推進体制整備に努めていくこととしております。

最後に、スケジュールについてですが、7月11日から8月10日までの1カ月間、パブリックコメントを実施しているところです。パブリックコメント等の意見を踏まえ、最終案を取りまとめた後、9月議会に本計画を議案として上程させていただきたいと考えております。

健康増進課分は以上でございます。

大野福祉保健課長 それでは、私のほうから、

今夏の電力需給対策に係る福祉保健部の主な対応について御説明いたしたいと存じます。

委員会資料の6 ページをお開きください。御案内のとおり、今夏の電力需給対策につきましては、5月18日、政府より、一昨年比10%程度以上の節電の協力要請が行われ、また、6月22日には、九州電力より、セーフティネットとしての計画停電の詳細が示されたところでございます。計画停電は実施しないことが原則とされておりますが、万一、発電所の不具合等により電力需給が逼迫するような事態になれば、やむを得ず実施されることも想定されますので、福祉保健部としても、県民生活への影響を考慮し、必要な対応を行っているところでございます。

その主な対応を御説明いたします。

まず、1 の医療機関、福祉施設等への注意喚起、要請についてであります。県内のすべての医療機関、福祉施設、市町村など、関係機関に対しまして、(1)のとおり、節電の協力要請に合わせ、入所者等への健康への配慮や、計画停電に備えた事前の準備等について通知を行ったほか、(2)のとおり、九州電力の計画停電の公表を受け、自家発電機の点検や燃料の確保、停電時における医療機器の取り扱い方法の事前確認、人工呼吸器等の使用者への対応など、必要な注意喚起、要請を行ってきたところでございます。

次に、2 の在宅で人工呼吸器等の医療機器を使用する患者への対応についてであります。在宅で人工呼吸器等の医療機器を使用されている方につきましては、停電が生じた場合、生命の危険や身体の安全の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあり、注意喚起に加え、別途対応を行ったところでございます。まず、(1)の実態調査の実施であります。県内のすべての医療機関に

該当者の実態調査を行い、1,022機関中968機関から回答いただいた結果、在宅の利用者数は、人工呼吸器が78名、酸素濃縮器が224名、吸引器が63名、輸液ポンプ等その他が3名という状況でございました。また、あわせて、停電時の対応を確認いたしたところでございますが、医療機器メーカーとの連携により、外部バッテリーや酸素ボンベ等が確保されているなど、すべての患者が相応の停電対策はとられているとの回答でございました。

次に、(2)の緊急相談窓口の設置であります。計画停電の計画期間中に、医療業務課と宮崎市保健所を含む県内9カ所の保健所に相談窓口を設置するものであり、停電に備えた対応の仕方、近隣の通電医療機関、緊急の受入機関等の紹介など、対応しているところでございます。

最後に、3のその他であります。まず、(1)の熱中症対策であります。昨年以上に節電が求められる状況であることを踏まえ、県庁ホームページ、県政テレビ、広報紙等による普及啓発を、例年より早く、積極的に取り組んでいるところでございます。また、(2)の断水対策であります。市町村など水道事業者に対し、計画停電が実施された場合に停止するおそれがある水道施設、断水のおそれがある地域の把握、自家発電設備や燃料の確保等に関する通知を行ったところでございます。

私からの説明は以上でございます。

高橋委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

内村委員 障がい者の工賃のことにつきましてお尋ねします。事業所とか市町村との連携をとるといって、緊密な連携を図るといって今、支援の充実ということ出されておりますが、このことについてもう少し詳しく説明

をお願いします。

中西就労支援・精神保健対策室長 従来は、平成19年から23年の工賃につきましては、工賃倍増5か年計画という形で進めさせていただいておりましたが、この計画の中では、市町村は一切、役割、対象ということでは入っておりませんでした。そういったことで、今回、前計画の反省を踏まえまして、地域の方々が障がい者を支えるという視点から、より近い行政として市町村の役割というのは大きいだろうということで、今回、こういう形で、改めて市町村における支援の充実ということが項目として入ったところでございます。

内村委員 ありがとうございます。障がい者施設は、いろんなことで、まず市町村が窓口になっていただくのが、地域の事情を知ってもらうのには一番いいんじゃないかなと思ってたところなんです。いろんなイベントがあるときも市町村がまず対応していきますので、早いところで市町村との連携をとってもらって、この中に、授産製品販売スペースの提供というところもあるんですが、今、都城市役所でも、授産所の産品を玄関ロビーで販売するとか、そういう手立てもずっととってもらっているんですが、マンネリ化してしまっていて売上げが伸びていないというのが現状で、理事者側もすごく苦労していらっしゃるんです。この中には、商工会、経営コンサルタントが入ることですので、商工会ともタイアップしながら連携をとっていただきたいなと思うんですが、この流れをもうちょっとお願いします。

中西就労支援・精神保健対策室長 今回、この計画が成案になった段階では、策定後、速やかに商工団体等関係機関を訪問いたしまして、この趣旨をまず御理解をいただく。それを計画

として各商工会、商工会議所にもおろしていただく。市町村と連携をしまして、私たちとしても、もし必要であれば、市町村のほうの段取りの中で出向いて行って、直接御説明をしていきたいと考えております。

内村委員 市町村もですが、県の出先が各地域にあるんですが、出先のほうではこういうブースが全然ないものですから、そういうところでもこれから先、県の職員の方とか、県の出先機関への周知をぜひお願いしたいと思っています
高橋委員長 ほか、ございませんか。

井上委員 今に関連してちょっとお尋ねしますが、まずは、工賃向上支援チームの経営コンサルの方たちが、工賃向上支援のために動いていただくということなんですけど、これは予算はどのくらいかけるんですか。

中西就労支援・精神保健対策室長 工賃向上支援計画支援事業として、24年度当初予算として925万円を予算化しております。これは、中身としましては、工賃向上支援チーム支援、それから、事業所への研修会、歩一歩事業の委託料というのが入っております。今、御質問の支援チームによる支援といたしましては、委託料として389万円を予算化しております。

井上委員 これは、経営コンサルタントのところとか、中小企業診断士、企業、商工団体、そういうところにお金が入るということですよ、結果的に。それで、ちょっとよくわからないのは、そういう方たちが、障がい者施設のことを物すごく詳しくて、よくわかっておられて、389万使うあれは、そういうようなあれができるかどうかということがちょっと私は心配しているところなんです。だから、かえって実際授産所をやっておられる人たちのほうがあれなんだけど、企業と結ぶというときの、この方

たちは企業と結ばないといけないですよ。結ぶのに、具体的なノウハウみたいなものはどのくらいお持ちなのかというのがちょっとよくわからないんですけど、一回コンサルすると相当なお金をもらえるということでしょう、これでいけば。成果が出るのかどうかというのは私もちょっとよくわからないんですけど、その辺を詳しく。

中西就労支援・精神保健対策室長 具体的には、これは平成19年から始まっているんですが、支援チームとしてはある程度固定しようということで、平成20年度から今回で4年目になると思いますが、平成19年にある程度施設を皆さん回っていただいて、同一の方に委嘱できる状況で、今、4年目になる方等がいらっしやいます。そういった方がノウハウをある程度蓄積していただいているので、その課題等を把握しながら進めることは、私はできているのではないかと考えております。

井上委員 これだけの年数を、19年からずっとかけているわけだけど、その具体的な成功例というのを、私は行動している範囲が狭いかもしれないけど、成功例というのを余り聞いていないので、今まであるようなものはわかるけれども、それ以上で何かがあるのかどうか、その成功例というのを聞かせてください。

中西就労支援・精神保健対策室長 3地域でそれぞれチームを組んでいただいています。まず、事業所からの申請に基づいて工賃向上支援チームが入るというスタンスになっておりますので、無作為に入るということではございません。ある程度課題を、例えば、製品開発についてアドバイスをいただきたいというような課題を持って、工賃向上支援チームの申請、これは県なんですけれども、県に申請していただいて

進めていくというやり方をしております。3地域でまず勉強もしていただくと。

成果ということなのですが、今年度ある程度工賃を上げていただく中で、アドバイスによってうまくいった中身としましては、宅急便等が支援をするということで、民間さんがいろいろあるんですけれども、その中で、地域の小さい団地の入っていけないところを、障がい者施設の事業所にメール便を100通なら100通預けて、それを障がい者の方が自転車なりバイクなり徒歩でお持ちするというので、1部お届けするのに単価が50円とか、そういった事例等がございました。それから、2つ目の例としましては、官公需の中で清掃業務ですね、いわゆる町村の委託、それから、今一番成功している例が宮崎市の動物園、そこも障がい者の方が入っていらっしゃいます。県立施設にも入っていらっしゃいます。大きな金額でされているというふうな事例はございます。それから、従来からあっているのが、パンとかクッキーがあるんですけれども、酵母の使い方、そういったものを経営コンサルタント等が指導されて売り上げに結びついたという、4つぐらい事例としては聞いております。

井上委員 だから、予算投下した分の清掃業務というのはそんなにあれですかね、特別にコンサルしないといけないような、何か特別なあれがあるような、清掃の方法というのが具体的に違うということですか。

中西就労支援・精神保健対策室長 清掃も一つだけネックになっていたのが、高層というかガラス戸の清掃については、やはり障がい者の方は危険性があるということで、丸抱えで請けいらしゃったんですが、これを契約によって、ガラスとかワックスは専門業者のほうにお

願いをされて、毎日のフロアのモップがけ、そういうところをアドバイスされて、結果的に長期で1年契約でうまくいっているという状況は、コンサルのほうの事例というふうに聞いております。

井上委員 つまり、ここで清掃の業務をするときに、ネックになっている部分だけを外して別のそれで幾ら払うんですかね、経営コンサルの人に。だから、そういうことなのよ。投資した金額がどうやって生きて返ってくるのか、ノウハウとして授産施設の人たちなんかには積み上げとして残るかということよね。私たちも日向に行かせてもらって、酵母の使い方を変えたりいろんなことをしてパンを実際焼いておられるんだけれども、問題は、いいパンはできるけれども、販売する場所がないわけよ。そこは日向工業高校が主たるあれでよく買っていたいるからまだあれなんだけれども、その販路をどうするかということのほうの問題がすごくあるわけよ。すごくその人たちも販路に悩んでおられるのよね。しないでいいということではないのよ。してほしいんだけど私の言い方は悪いかもしれないね。余り効果として上がっているように見えないというふうに思うのよね。どこにでもあるというか、どこでも考えられるもので、これ、ちょっと違うよねというような展開が感じられるものがないと思うのね。あんまり言い過ぎても、しないでなったら困るから、やってほしいんだけど。ぜひ続けてやってほしいけど。

委員長、続けていいですか。

高橋委員長 どうぞ。

井上委員 事業所の共同・連携による取り組み、Super「歩一步の店」、これなんかすごくいいと思うんですよ。だから、自分たちが持つ

ている製品をどうやって販売できるか。例えばイオンなんかもよくやっておられるけど、通路を使って歩一歩をやっておられる。ああいうことがどう大型スーパーの中に 今度、宮崎にも大きいスーパーがまた来るみたいだけれども入って行って、競合しないというか、競合する製品があったとしても、スーパーでさせていただけるようになるかどうか。そういうのにこの人たちがあれしていると理解していいんですか。

中西就労支援・精神保健対策室長 共同店舗に関しましては、同友会のほうに委託してコーディネートしていただいております。毎年、大体40回から30回の大型店での共同出店、イベントも含めますけれども、そういったもので、売り上げが大体700万から800万というような形で推移しておりまして、金額的には大きいところになっていきますので、できるだけ多く共同出店する機会をふやしていきたいというふうに考えています。

井上委員 物すごく難しいことなのよね。パンを焼けるんだけど、クッキーもつくれるんだけど、そこで製品ができるんだけど、じゃ、そこにいる人たちがかわれるか、障がい者の人がそれにかかわっていけるかどうかということがみそなのね。それがなくて、そこにいる保護者の方たちが全面的に手を出さないといけないというのは困るということよね。だから、そこにいらっしゃる方たちができる範囲の中でも精度の高い製品ができるようにどうしていくかということが大変重要だと思うのね。だから、結果的にいいものはつくっているけれども、そして売れ行きもいいけれども、そこに障がい者の人がかわることができないことになると、そこから撤退せざるを得なくなるわけ。

本末転倒なんだから。ただ売れさえすればいいということではないわけだから。そこが非常に工賃のところの難しさなのよね。ただただもうかればいいということではないものだから、だから、ちょっと私は気になるんだけど、工賃向上支援チームの人たちが、製品の新たなところにどう手を突っ込んで、障がい者の人たちがどれほどかかわっていけてというようなことが考えられて、そして販売先が考えられて、そして企業との連携というときに、企業のラインの中の一つに乗れるような方法にできるのかどうか、そういう仕組みというか、そういうのをちゃんとつくっていただけるものかどうか。925万の予算を使った分が それより直接みんなにあげたほうがいいみたいなことでは困るということなのよね。そこはどうなっていますか。

中西就労支援・精神保健対策室長 先ほど具体例で話をしたんですが、データの的にもう一度整理をさせていただきますと、5年間の平均の伸び率が約6%だったわけですがけれども、支援チームが入った状況で評価をさせていただきますと、20%という伸び率にはなっています。ですから、今、委員が言われるように、具体例としては少ない部分はありますが、あくまでも製品の開発から販路拡大までをトータル的に見ていただいていると。どういう具体的なものというのをもう少し明らかにしないと、予算に対する評価というのができないということもありますので、そこあたりは今後具体的に詰めていきたいと思っております。

井上委員 続けて、ちょっと細かいことを言えば、「国、県、市町村等の障がい者就労施設等への官公需の発注拡大に関する責務等が明らかにされました」と。これは法律なんですね。それで、「県と市町村が一体的に物品購入や役務の

提供に関わる事業所等への優先的発注の拡大に取り組みます」と。ここは物すごく望ましいことなんですよ。望ましいことなんだけど、ちょっとお聞きしたいのは、一体的に物品購入と言われると、官公庁、これは県も市もということなんだけど、市町村が一緒になって購入できるような品物、それは具体的にどういうものなんですか。

中西就労支援・精神保健対策室長 今よく出ているのが、土木事務所関係の災害のくいですね、災害のときに大量に道路に打っていくくいとか、そういうものが過去からよく出ております。あとは記念品とかそういったものなんですけど、ここで言う一体的なという話は、県庁内では、障害福祉課から文書を発しまして、随契に御協力をいただきたい、物品について可能なものについて挙げてくださいという形で、毎年調査をしてお願ひしているんですが、市町村に対しては、今までそういう文書の発送というのは一切やっておりませんでした。ですから、今後は、県もそうですけれども、市町村の責務として、計画から実施から公表からすべてかかわってきますので、来年度、4月以降の施行に向けて、どういう形で市町村と県が一体的にできるかを検討していきたいということでの「一体的に取り組む」という表現にさせていただきました。

井上委員 ぜひ一体的に取り組んでいただきたいんですが、災害用のくいというのはどこでもというのは無理ですね。特定のところの人たちじゃないとできないですよ。難しい。それで、県の実績というのは例年どのくらいあるんですか。記念品の購入はあるかもしれないけど。

中西就労支援・精神保健対策室長 これは物品と役務、すべて含みますけれども、23年度が

県の発注で1,040万9,000円となっております。22年度が1,105万6,000円ですので、約1,000万が県の官公需における発注ということになっております。

井上委員 大体災害用のくいですか、全体的に。

中西就労支援・精神保健対策室長 印刷も含めて記念品とか名刺、そういった、従来からやられている、障がい者の施設が一番得意とするところでの購入ということになっております。

井上委員 これで最後にしたいと思います。清掃業務ですよ、県立でいえばこども療育センターとかやっていますね。お掃除は、どうにか皆さん、就労支援のあれで一生懸命勉強して、その中で清掃業務はできるようになったと。いつだってそのパイがあるわけではないので、そのパイに物すごく集中して安くたくわけですよ。安くたたいたりしているわけです。そこが奪い合いになっていくわけです。それについては、今後拡大の方向で、そして、民間の清掃業者さんがいらっしゃるの本当に難しいと思うんですが、そこあたりとのバランスをちゃんととっていただきながら、どこまでどんなふうに入るかということとか、ここが一番、最近では割とみんなができる一つのあれになっているので、清掃業務をどのようにパイをふやしていけるのか。県の庁舎の中はどのくらいそれは入れることができるのか、そこをちょっと教えてください。

中西就労支援・精神保健対策室長 清掃にしましては、県の発注としては、今、井上委員が言われたように、今のところ、こども療育センター1カ所になっております。当事者の方のお話を聞いた中で、今後、民間さんとのすみ分けという部分で、障がい者の方についてできな

い部分というのが、高層でのガラスふきとか危険を伴うものについてはやはり請けづらい、請けられないだろうというところがございます。ですから、平場、フロア掃除とモップがけ、この部分がある程度進めたいというのが事業所さんの意向というか、そういうところは聞き取りでは出ております。ただ、まだ訓練が広がっておりませんので、限られたところでしかこういった清掃の訓練をされておられませんので、そこを、先ほど言われたような、障がい者ができる、例えば、夏になると大変なんですけれども、県、市が管理する公園の一部を随契で常時していただくと、そういったやり方は可能でしょうということは受けていますので、民間さんとの競争をできるだけ回避するような、しかし、障がい者にとって得意な部分での継続ができるスペース、これについてはまだ少ないものですから、まず福祉保健部の中で協議をした上で、全体の率でいくのか、市町村も含めて、そういった得意な部分の場所をピックアップさせていただいて進めていくというような形で、競争を避けていきながら継続していきたいという考えでやっております。

高橋委員長 ほか、ございませんか。

前屋敷委員 障害者総合支援法について少しお伺いしたいというふうに思います。障害者総合支援法が成立をいたしました。しかし、結果的には、障がい者の皆さん方の思いとは非常にかげ離れた中身での支援法ということで、まだ課題は残されているというふうに思っています。2の(1)の中に、障害者の範囲というところで、難病が加わったということなんですけど、この辺を少し詳しく御説明いただけますか。

孫田障害福祉課長 このほどの改正によりま

して範囲の見直しが行われまして、難病が入ってくるということになりました。これまで難病患者さんにつきましては、一般的にさまざまな病状の変動などがありまして、身体障害者手帳の取得ができないと、いわゆる障がい状況が固定しないと手帳にならないという状況がありまして、一般的な障がい者サービスを受けることが難しいという段階にございましたけれども、これにつきましても、そういった特性を踏まえて厚生労働省のほうで現在検討しておりまして、従来の130疾病の中でどのような方々を対象としていくのかという検討がされているという状況でございます。現在、具体的にどうなるかというところまで情報は入っておりませんが、今後も、その範囲がどのようになっていくかを注視してまいりたいというふうに考えております。

前屋敷委員 障がいを抱える方々が、このところの中身がわからないという話を私も直接お伺いしたりしているんですけど、これからの検討ということで、非常に対応もおくれるし、次の(2)のところの支援区分の問題とかかわってくるというふうにも思うんです。標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分ということになっているんですけど、私は、本来、障害程度区分というのはおかしくて、それぞれの方々の障がいに応じた支援というのが組まれないといけないと、支給されないといけないというふうに思っているんです。標準的な支援の度合いとなりますと、そこには十分な手立てがとれないということが具体的な中身として上がってきますので、そういったことも含めて、障がい者の皆さん方は、本当に必要な支援が受けられるような支援を望んでいるということなので、国の制度の範疇なので、直接県がこの問

題についてどうこうということには至らない部分もあるかと思えますけれども、やはり、障がい者のそれぞれの方々に寄り添った立場で判断も行われるということが基本にないといけないんじゃないかなというふうに思っているところですので、十分その辺のところは加味していただきたい、検討していただきたいというふうに思います。

それと続けていいですか。(3)のケアホームのグループホームへの一元化ということで、日常生活への援助になってくるんですけれども、この辺のところをもう少し具体的に御説明いただけますか。

孫田障害福祉課長 従来は、障がいを持つ方々が共同して暮らすという中に、ケアホームとグループホームという2つの形態がございました。グループホームの場合は、基本的に、ある程度生活が自立している方々に対して、日常生活上の相談、支援等を行うという程度のものでございました。一方、ケアホームにつきましては、入浴、排せつ、食事の介助が必要な方々が対象ということで、それぞれ違う形態、単価も違いますし、人員配置も違うということで動いてまいりましたが、実態として、現在のグループホーム、ケアホームは、既に半数以上が、同じ事業所が両方の指定を受けているという状況になってまいっております。したがって、実態に応じた改正を行うということで、グループホームという名前のもとに、従来グループホームでは提供されておりました日常生活上の介護といったものが提供されるようになるというふうに考えております。

ただ、この場合の人員配置、介護サービス等の報酬につきましては、どのようにしていくのか、どう取り扱っていくのか、従来のやり方

がそのまま適用されるのかというのがいま一つわからないところがありますので、今後、その中身が国のほうから来るのを待ちたいと思っております。

前屋敷委員 この部分についても、施設におけるサービスが今後どういうふうに充実されていくのか、本当に一人一人の方々の立場に立った介護になるのかということが問題だと思いますし、施設で働く労働者の皆さん方にとっても大きな問題になってくると思いますので、国の方向を見定めることも必要ですけれども、やはり積極的に県としても物を言っていくということも大事かと思っておりますので、その辺のところもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと、歯科保健推進計画について伺いたいと思いますが、県の条例に基づいて計画がなされるということで、歯や口腔の健康というのは、それぞれの方の生涯を通しての健康に通じることですから、非常に大事なことで、積極的に進めていくと、県民運動にもしていくということが必要だというふうに思っているところです。しかし、条例制定に当たって1つ問題提起もしたんですが、今度の計画にも出ておりますが、フッ素の用途についてです。これは意見も考え方もそれぞれ分かれているという状況の中ですので、慎重な対応を私も条例制定のときには求めたところだったんですけれども、ここでは計画的にフッ化物の応用を推進するというふうに明確に示されてきているんです。どのように検討されたかをまず伺いたいと思います。

和田健康増進課長 フッ化物の応用につきましては、科学的に効果があるというふうに根拠が示されておりますので、部会、それから協議会の中では、この件につきましては、推進するという結論をいただいたところでござい

ます。

前屋敷委員 いろんな不安や懸念あたりがあることは御承知だと思うんですけど、その辺のところについてはどうですか。

和田健康増進課長 特にフッ化物の洗口につきましては、実施するのは基本的には学校の場合になるかと考えておりますので、実施に当たっては、当然のことですが、教育委員会、学校、保護者と意見を交わしていただいて、合意できるところで行うということで、実施段階について、計画で、このようにしなさいとかあのようにしなさいと言っているわけではなくて、その基本はそちらに置いておいて、あくまでも計画としては全体で推進していくという形にさせていただきます。

前屋敷委員 フッ化物については、WHOあたりも、低年齢の乳児、幼児については十分対策をとられないというか、危険性もあるというふうな判断も示しているというのは私も聞いているんです。特に保育所だとか幼稚園あたりでも、ここでいうと50%、40%に目標値を定めるということになって、今言われたように、県として目標についての強制力はないというふうに思うんですけども、一定こういうふうに県が計画で指標を示しますと、どうしてもそういうところになるので、その辺のところは科学的な分析、知見も踏まえて、園だとか保護者だとかそういった方々の意見なども十分に加味して、計画、また、実施についてもそういうところは非常に慎重に進めていくと。少数意見を排除するということがないように、やはり保護者の皆さんにとっては非常に懸念事項でもあるわけですから、そこは慎重に今後も対応していただきたいというふうに思います。

高橋委員長 ほか、ございませんか。

内村委員 2ページの工賃の関係ですが、26年度の県の目標工賃額1人当たり月額1万7,800円以上と出ているんですが、これは可能な額なんでしょうか。今、すごく低いんですが、目標額は何を基準にして設定されたかをお尋ねします。

中西就労支援・精神保健対策室長 これはB型事業所だけになりますが、今回調査をさせていただいた対象が83カ所ございました。それぞれで規模も形態も違いますが、それぞれの事業所で人数と月、時間もありますが、そういったものをみずからの実情に応じた金額でお出しいただきました金額です。この1万7,800円(平成26年度)というのが、実は総額でいいますと、積み上がった結果が3億5,300万ほどございました。それに対して利用者が1万9,932名、これで割らせていただいたら、正確な数字でいいますと1万7,723円となりました。10円以下を切り上げまして1万7,800円というふうにしたところがございます。

内村委員 目標が高いということは非常にいいことなんですけれども、障がい者の授産施設といえますか、こういうものの目的が健常者の仕事の場につながっているような感じ。もちろん支援は必要ですけども、今見てみますと、障がい者の方を置いておいて、その人たちにはできないような仕事も無理やりする。そして健常者の仕事の場としてどんどん大きくなっているというか、そういう感じを受けるものですか、そういうところの仕事の内容の把握はしていらっしゃるかをお尋ねします。

中西就労支援・精神保健対策室長 当然、監査もやりますし、その中身の工賃につきましては別会計にしますので、何の売り上げが幾ら、何の売り上げが幾らというふうな形で、すべて

種目と金額、これにつきましては把握をさせていただきます。

内村委員 さっき井上委員からも出たんですが、障がい者の方ができない仕事が回ってみると結構あるんですよ。そして、無理な仕事が障がい者に来て、元気な人が、楽と言うといかんですけれども、障がい者の人を利用したような形の事業所が回るときに見受けられるものですから、そここのところは、これから先、台帳の監査だけではなく、事業所、仕事場の監査といえますか、それを適度にやっていただけたら、障がい者の方が就労できる、必要な場じゃないのかなと思うんですが、そここのところをちょっとお願いします。

中西就労支援・精神保健対策室長 当然、現場は、監査というか、お訪ねしたときに、作業内容も見させていただいております。1つだけ私のほうの認識として、この工賃では確かに

少しでも伸ばしてほしい、商品開発とか販路とかそういうものの具体策を私たちは支援チームを含めて御提案いたしますが、事業所として一番の問題というのは、障がい者の方の程度というか、やはり作業の幅が大きいと。その中で、1つの作業だけでこなせることはないということで、いわゆる障害程度の困難性と作業の種目のマッチングがうまくいっていない。その部分はどうしても残っているということですので、その部分は表現はいたしませんでしたが、私たちとしてはやはり大きな課題かなと思っています。委員が言われたところだろうと思えますので、そこはきめ細かにお話をしながら進めていきたいと思っています。

内村委員 そういうことでこれからも、目を光らせるというんじゃないんですけれども、目を向けながら、障がい者の本当の支援になる施

策にさせていただきたいと思います。お願いしておきます。終わります。

前屋敷委員 7ページが一番下の市町村における、県もですが、支援の充実のところ、その他で、庁舎等を利用した販売スペースの提供というのが掲げられていて、今から設定されるんだと思うんですけど、これは常設として考えておられるんですか。

中西就労支援・精神保健対策室長 先ほど内村委員がお話しいただきましたけれども、都城市さんは週を決めて利用されています。ですから、常設という形態よりも、都城市さんみたいな形で、週に3日とかそういうやり方のほうが定着するのではないかと考えています。常設となりますとやはり人件費の問題等もございますので、回数を少なくはしますが、週に2日、3日というような形で各市町村さんに、スペースはいつでもあけていただけるといふような状況で話はしていきたいと思っています。

前屋敷委員 数年前に、県庁前の庭で、アイスクリームなどの販売が2年くらい夏場だけあったかなというふうに記憶しているんですけど、あの後、ぱったりなくなってしまったりしていたものですから、ああいうイメージで設定するといえますか、利用する方がいないといけないんですけれども、そこも一つの課題かと思うんですけどね。

中西就労支援・精神保健対策室長 今、前屋敷委員が言われたのは、県庁カフェという形で夏休みの期間にさせていただいたんですが、実は、昨年、県庁のほうに来られる方がかなり減ってしまっていて、あくまでも事業所のほうにお願いをしているんですが、県外の方々と接触とか、いわゆる訓練も含めてやらせていただいているんですが、昨年くらいから余りに売り

上げも落ちています。そういう結果として、どうしても触れ合いというか訓練が滞っているということが事業者のほうからありまして、知事にも御相談をして、目的は、あくまでも障がい者の訓練、そして触れ合いということを主眼にやっていたものですから、申しわけございませんが、昨年から一応これについては事業としては中断しているという状況です。

高橋委員長 ほか、ございませんか。

井本委員 ちょっとこれを見ていて思い出したんですけど、10年ぐらい前の話で、障がい者が、県庁内に自動販売機を入れさせてくれと言ってきたことがあって、法律か何かの根拠を持ってきて、法律だったと思うんだけど、障がい者が売店とかそういうものをやる場合は、そういう人たちを優先させなきゃならんという規則か法律か何かあって、県庁のほうに大分言ったんだけど、組合があるんでしょう、庁友会とか何ですか、それが全部押さえてしまって、結局そのときは一つも入れてくれなかったんですけど、今はどういうふうになっているんですか、やっぱり庁友会が全部押さえているんだろうか。そういう努力も何もせずに、県のほうはこういうものをつくって、せめて県庁ぐらいは障がい者に任せるとのことぐらいやらんと、私はおかしいという気がするんだけどね。

孫田障害福祉課長 庁舎管理の担当でありますので、詳しいことがちょっとわかりにくいんですが、数年前から、自動販売機については一般入札という形でやってありまして、かなりいろいろな業者の方が入っているというふうに聞いております。

井本委員 その法律はまだ生きていますでしょうか。なくなったんだろうか。優先しなきゃならんという何か法律があると思うんだが。

孫田障害福祉課長 福祉関係団体等を優先するという定めについては、現在も有効であるというふうに理解しております。

井本委員 それで入札というのはどういうことになるんだろうか。

土持福祉保健部長 当時総務にありましたので。入札にしたんですが、既存の障がい者団体の方が入れている分についてはそのまま確保すると。それ以外について入札と申しますか、公募したというふうに記憶しております。

井本委員 それ以外にも障がい者団体がやらせてくれと言うたらどうなるんだろうか。

高橋委員長 新規参入ということですか。

井本委員 新規参入。それも優先に。

日隈こども政策局長 済みません、こども政策局のお話ではないんですけど、全体の販売機については、今、部長のほうから説明したとおり入札制度なんですけど、20%ぐらい、5台以上設置できるところについては1台相当は一定の枠ということで、いわゆるハンディがある部分、あるいは地産地消、そういった一定枠ということで運営していくという方針で、総務部のほうで今年度からスタートしたところでございます。

井本委員 わかりました。障がい者のことを一生懸命県も考えているようだから、優先してひとつよろしくをお願いします。

高橋委員長 ほか、ございませんか。

二見副委員長 いろいろと話の出ている障がい者工賃向上計画についてちょっとお伺いしたいんですけども、8ページ以降のその他というところは、前の計画を立てるに当たった基礎的データになっていると思うんですが、8ページの真ん中のグラフについて1つお伺いしたいのは、22年度から23年度にかけて18.2%の増加と、これはかなり衝撃的な結果かなと思うんで

すけど、そちらのほうで把握していらっしゃるその原因といたしますか、理由がわかれば、教えていただきたいんですが。

中西就労支援・精神保健対策室長 実は、22年度までは旧法授産施設というところがございまして、その施設もこの22年度までは、向陽の里も含めて少し工賃が低いところが入っていましたが、23年度の早い段階で新体系に移行しなければならぬということで、生活介護等へ新体系移行されました。その関係でその部分が除外されたものですから、結果として平均工賃の低いところが新しく生活介護とかそういったところに行った関係で、1万2,000円台が1万4,000円台に急激に伸びたという結果になっております。

二見委員長 今言われたように、低いところがなくなったと、外されたということでこれだけの伸び率が数字として出ているということなんですよね。なるほど。

あと、その次の次なんですけど、10ページの上の3のグラフなんですけど、平成18年度から23年度にかけて、工賃総額は倍増しているということなんですけれども、対象施設の数そのものも倍増しているわけですね。1施設当たりの単価といたしますか、売り上げを考えたら、18年度は400万ぐらいだったのが、23年度に向けて平均で300万ぐらいに減っていると、となれば、売り上げというのは、その施設に対する体力の一番目安だと思うんですけれども、それを考えると、施設あたりは弱っているというふうに見られるということが1つ。そして、売り上げに対してそこで働いている人たちの人数ですね、先ほど御答弁の中に、働いていらっしゃる方の23年度の人数とかも含まれていたんで、人数のことも多分把握していらっしゃると思うんですが、

そういったところもこの表の中に含めていただいたほうがよりわかりやすいものになると思うんですけれども、人数に対しても、把握していらっしゃるから教えていただきたいんですが。

中西就労支援・精神保健対策室長 平成18年度が、利用者が延べ人数で1万4,777人いらっしゃいました。22年度が1万9,387名でございました。実は23年度につきましては、先ほども言いましたように、施設の新規とかそういうものがあつた関係から、まだ少し精査をする必要がありますので、押さえ切っておりません。ただ、22年度までは押さえ切りましたけれども、そういった意味で、23年度の数値がまだ確定していないということで、今回、人数につきましては省かせていただいたというのが現状でございます。

二見副委員長 わかりました。大体それで見えてくるところがあるんですけど、もう1つ、その次の4の表です。これもせっかく18年度から23年度まで比較されていらっしゃるんですから、23年度の工賃分布だけじゃなくて、できれば18年度もあつたほうが、事業所の工賃がどのように推移しているのかというのがわかると思うんです。それもつけていただいたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

中西就労支援・精神保健対策室長 ありがたい意見ですので、検討させていただきます。

坂口委員 今、ほぼ出尽くして、その方向でしっかり頑張ってくださいというのは当然。特に障がい者の雇用とか所得の向上ですね、福祉的な視点からそうだと思うんですけれども、今、ことごとく大変な状況なんです、お金を稼ぐということは。だから、自動販売機1つ置くにも、各メーカーなんて相当な努力を営業マンは課せられているんです。そこで制度的にぼっと

外されたら、それは会社では大変なことなんですよ、給料から評価から。しかしながら、しのぎを削って、こちらはこちらで障がい者の生活を少しでも向上させんといかんというジレンマの中でしょうけれども、そういう方々の所得を向上させる、技能・技術を向上させるということをしっかり果たしていきながら、いわゆる通常の、健常者と言っていいかわからないですけど、そういった事業にも、力関係でそこを排除していくというんじゃなくて、当然、努力の余地は残させる、生活も確保させるという両建てでいかないとだめだと思うんです。ですから、清掃業務でも何でも、これはあなたたちのものじゃないんだよと取り上げたからには、そのパイをふやすことが必要だと思うんです。パイをふやしていきながら、大義名分をつくってそこに独占的に、あるいは随契でも入らせていくということですよ。それがないと、結果的にだれかがそういったダメージを受けるということになると思うんです。

一つには、平成二十何年から始まった基金事業ですね、雇用とかそういったものに係る。あれが、ほうっておいたら、採算が合わないから民間はやらないよと。公共事業では、今の制度の中では補助事業にはちょっと条件が満たないといったような、すき間を埋めてきた部分がありましたよね、景観をきれいにするとか、海岸あたりの掃除をやるんだと。公的なスペース、あるいは管理する人がいない。場合によっては民間の山林なんかの管理までやりましたよね。そういったパイを新たにこさえていって、そこに入っていって、そこでいろんなことを整えていかないと、ほかを圧迫するやり方というのは本来あるべき姿じゃないんじゃないか。民間は相当苦労していますよ。人を1人でも雇用して

いこう、1円でも賃金を上げていこうという努力をやっている中で、パイがなくなればどうしようもなくなる。ギブアップですよ。そこでまただれかが雇用を切られれば、新たな課題をつくっているだけで、課題の押しつけ合いになっちゃいかんというような気がするんですけど、ここらこそ、国としっかり協議をしていってこれには新たなパイをふやすべき。特に、今、税と社会保障の一体改革なんて言っているわけでしょう。そういったところのすき間のすき間じゃなくて、ちゃんと制度的に確立するということが僕は今求められていると思うんですけど、そこらはどなんぐあいに今感じておられますか。部長にこれは。考え方だけでいいんですけど。

土持福祉保健部長 議員おっしゃるとおりでございまして、どういうふうにそのパイを確保していくかというのは、事実上、大変難しい状況にございます。例えば、今、どんどん財政的にも制限がかかっておりまして、極端な話をしますと、清掃業務でいいますと、例えば、保健所の清掃なんていうのは自分たちでやれと言わないとできないぐらいの予算の状況になりつつございます。いろんな面でそういう工夫をしながら行政もやっていかないといけないんですが、そういう中で、おっしゃるように、どう、これをそういう障がい者とか、一般の清掃会社も、授産といいますが、今の制度でいいますとB型事業所とかA型事業所へ行って勤務されている方もおられますし、その雇用の問題も当然ございます。どういうバランスでそういう業務を確保していくかということについては、我々も真剣に検討していかなければならないというふうにご考えておりますけれども、今後とも、少ない予算の中でいかにしてそういう場を確保していくかということについても、当然、全庁的

に努力をしてまいりたいというふうに考えております。

坂口委員 今やっておられるように、限られた中でお互いがしのぎを削りながら、知恵を出して行って、守るべきところは守るという方法しか現実にはないというのはわかるんです。でも、その中で今のような状況を続けていけば、先ほど井上委員も言われましたけど、だれかがそばについてお手伝いしなければそんな高度なものはつくれないという現実もあります。それは今のところ保護者だったり、理解者がいる。でも、この人らもいつかは年齢的な限界が来てそれができなくなる。そこで、じゃ、だれがそれを補完してあげるのか。課題含みだと思っんです。そこらをしっかりしていかなきゃならない。

それから、これは、大きい問題含みでの小手先の今の行政の整理の仕方という範囲を出ていないと僕は思っんです。問題を含んでいれば、問題を抜本的に解決するということを今後模索していく、そして解決していく必要があると思っんです。僕が言ったのは、新たなパイをつくるという単純な方法ですけれども、いろいろ限られた中でどうやっていくんだということなんです。最終的には、先ほど、こども政策局長が言われた地産地消という考え方で、自動販売機、その枠もあるんだと言われるけど、一方では、そういったものをすべてを含めたときに、総合評価による入札方式というのもあるんです。そこで何ポイントぐらい上げたときにこういったものがある。競争の中でほかのメーカーもそこに勝負する余力は残すよと。そういった施設なんかもそこに勝負を有利に進めていける余力は残すよと。地産地消の県の推進の中の条件を満たしたところも、そのポイントをいただきながら競

争の中でしっかりすみ分けていくという方法を模索したり、何かやっていかないと、そのこのけお馬が通的なやり方じゃ、どこかされたほうにしわ寄せが来ているというのは、これはやっぱり問題だと思っっています。推進してくださいと言っながら、これはしっかり実現してくださいと言っことをお願いしながら、抜本的なところの問題を解決していかないと、ぐるぐるぐるぐる行き当たってしまうよということをし申し上げておきたいと思っいます。

高橋委員長 私から1点だけいいですか。工賃の向上計画で、葬儀屋ですね、葬式、ここは成長分野というところちょっとおかしいですけれども、私がよく気になるのは、あそこは結構クッキーを提供されていますよね。香典返し、ここまで入るといいのになと常々思っっていたんです。だっってお茶なんかも知覧茶とか入っっていて、何で県内産を使わんのかなと思ったりして。あと、香典返しもお茶菓子がついてくるじゃないですか。これもパッケージさえしっかりすれば、中身はかりんとうだっっていいわけ、クッキーでもいいわけだから、すごく数をこなすよなと思っながら。この前、ある施設に行きましたら、やっつとJAさんがクッキーを置かせてくれるようになりましただというふうにおっしゃるんです。コンサルの人たちも恐らくノウハウを持っていらっしやると思っるので、今後伸びしろはいっぱいあると思っって。

井上委員 普通、コンサルは考えるやろ、その辺は。だから、問題だと言っている。してないんだもの。

高橋委員長 だから、隣の人に、大手の製菓の菓子は食わんでください、こっちのを食べてとよく勧めるんです。食わなければ持って帰っつと。そういうのもいろいろなところで話

題にしてくださいといいがなと思って申し上げておきます。

井上委員 コンサルの人たちがそういうのは考えてもらいたいし、どういう形の製品にした場合にそれに参入できるのかというアイデアを言うとか、そういうのがあってほしいわけよ。私たちだって、いつももらったりするときに、これは知覧茶じゃとかそういうお話とかするわけ。だから、本来、コンサルの人たちが本当に

例えば、私が今、一番頭が痛いなと思うのは、しろやま支援学校ができたけれども、実際に設計をした人たちは障がいを御存じなくて設計しているわけね。だから、トイレと給食用の関係のものが一緒に置いてあったりするわけよ、結果的に。そうなるわけよ。それとか、ひさしの下に棒を入れて窓ガラスがあかないようにすれば、クーラーがなかったら暑いというのは当たり前なことなのね。防護するというものについては一つ必要だけれども、それ以上のことを考えないといけない。まさかクーラーが入らないなんて思っておられなかったかもしれない。だから、よく御存じの方が設計しない限り、なかなかトイレとかも使いづらかったりするわけよ、障がいがあったりすると。障がいのある人たちにとってみれば、食事するところが大事であったり、いろんなところがすごく大事なんだけど、そこになかなか目が行かなかったりするわけよ。私はやっぱりお金がもったいないと思うのよ。かえってB型施設を持っている人や障がい者の人たちと一緒に学んでおられるその人たちのほうが、ずっとずっと頭がクリアなんじゃないかと思ってしまうわけよ。そういう人たちにお金を払うことが本当に必要なんだろうか。さっきみたいなことやらが起るわけよ。これにちょっとプラス何かをして、こういうふ

うにしてもらおうといいのになと思ってしまうわけよ。ごめんなさい。言い過ぎました。

高橋委員長 改めて強い要望ということで受けとめてください。

その他ありませんか。

それでは、以上をもって福祉保健部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時51分再開

高橋委員長 委員会を再開いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

高橋委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午前11時51分閉会